

株式分割に関する基準日設定公告

2019 年 9 月 13 日

株主各位

兵庫県明石市大久保町江井島 1013 番地の 1
日工株式会社
代表取締役 辻 勝

当社は、2019 年 8 月 7 日開催の取締役会において、2019 年 10 月 1 日付けをもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2019 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2019 年 10 月下旬にお届け住所にお送りする予定でございます。
2. 2019 年 10 月 1 日付けにて、株式の分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 当社における単元未満株の買増請求の受付は、2019 年 9 月 12 日から 2019 年 9 月 30 日まで停止いたします。詳しくは、お取引口座のある証券会社等にお問合せください。
4. (1) 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関：三菱UFJ 信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話：0120-094-777（平日 9：00～17：00）